

不当廉売関税にかかる 迂回防止制度の調査手続等（案）

令和 7 年 1 0 月 1 0 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
不当廉売関税の迂回防止に関
するワーキンググループ
財務省関税局

迂回防止制度の骨格（案）及び第2回WGのトピック

第1回WGにおいてご議論いただいた課税要件等

【迂回の実態】

1 第三国迂回

- ① 原措置対象貨物が第三国から輸入されている
- ② 貿易パターンの変化がある
- ③ 貨物が第三国で最終加工されている
- ④ 原措置対象国産の部品の価額の完成品の価額に占める比重が大きい【目安として概ね60%以上】
- ⑤ 第三国での組立等により付加される価値の比重が小さい【目安として概ね25%以下】
- ⑥ 貨物にダンピングが存在（迂回品の価格が原措置対象貨物の正常価格よりも低い）

2 軽微変更迂回

- ① 原措置対象国から軽微変更貨物が輸入されている
- ② 貿易パターンの変化がある
- ⑥ 貨物にダンピングが存在（迂回品の価格が原措置対象貨物の正常価格よりも低い）

3 輸入国迂回

- ① 原措置対象貨物の部品等が原措置の供給者の関係者から輸入国（本邦）に輸入されている
- ② 貿易パターンの変化がある
- ③ ①の部品等を用いて本邦で最終加工されている
- ④ 原措置対象国産の部品の価額の完成品の価額に占める比重が大きい【目安として概ね60%以上】
- ⑤ 本邦での組立等により付加される価値の比重が小さい【目安として概ね25%以下】
- ⑥ 貨物にダンピングが存在（迂回品の価格が原措置対象貨物の正常価格よりも低い）

【損害等の事実】⑦ 原措置の対象産品と同種の製品の価格と（輸入）量が原措置の救済効果を損なう

これらを満たす場合に、迂回品に対しても原措置と同等の割増関税を課税する

（迂回品に係る新たなダンピング・マージン（DM）計算は行わず、原措置の税率を適用）

【経済的正当性の欠如】⑧ただし、迂回が疑われる貨物の輸入が、原措置のAD関税を免れる目的で行われたものではないとの合理的な理由が認められる（経済的正当性がある）場合には、課税の除外対象とする

上記の課税要件等を踏まえ、今回のWGにおいては、以下を議論。

- 迂回防止制度において適正な課税を実現するために必要な事項
- 迂回防止措置のための調査手続の流れや期間

適正な課税のための手続：除外申請及び還付請求

- 迂回防止調査の対象となる貿易取引のうち、原措置で指定された供給者と関係がない、当該調査対象貨物の本邦への供給を原措置に係る調査より前から行っている、等の合理的な経済活動を行っている供給者による貿易取引については、迂回防止制度によって課税されるべきではない。
- 輸入者が納付した迂回品に係る関税が、当該迂回品の現実の不当廉売差額を超える事実がある場合、本来必要とされる額を超える関税が課されたこととなるため、当該輸入者に対する救済措置が必要。
- 迂回防止措置において、こうした適正な課税を確保するための手続について、諸外国においては国により考え方は異なるものの、主な対応は以下のとおり。

E U

原措置の供給者と取引関係がないこと等、迂回行為に関与していないことについて、迂回防止調査の対象となる供給者等から十分な証拠の提出があった場合、当該供給者等が生産する貨物については、課税の対象外としている（供給者等による課税の除外申請が可能）。なお、迂回品に対する輸入者からの還付請求は不可能。

米国

E Uのような除外申請は設けていないものの、調査中に企業ごとに迂回の有無を判断。また、迂回品に対する輸入者からの還付請求は不可能。他方、利害関係者は最終的な税額確定までの間に原措置のレビューの請求が可能（注：米国においては納税申告後の最終税額確定までに通常1年程度要するため、その間に税額の見直しを求めることが可能）。

豪州

E Uのような除外申請は設けていないものの、課税開始後、迂回品の新規供給者が課税されないこと等を求めることが可能。また、原措置と同様、還付期間の現実の不当廉売差額を示す証拠を提出することにより、還付請求が可能。

我が国の迂回防止制度においては、適正な課税を確保する観点から、

- ◆合理的な経済活動を行っている本来課税対象ではない者に対して課税することがないように、除外申請を受け付ける
- ◆輸入者が納付した迂回品に係る関税が、当該迂回品の現実の不当廉売差額を超える事実がある場合、迂回品についても原措置と同様に還付請求を可能とすることとしてはどうか。

我が国の迂回防止措置を講じるための調査手続の考え方

- 迂回防止措置を講じるための調査手続は、迂回防止制度を原措置である A D 関税の延長・補完とし、全体として W T O 協定の目的・趣旨に沿った制度設計とする観点から、E U、米国その他の主要国の制度を参照しつつ、原措置である我が国の A D 関税の課税のための調査手続等に沿った仕組みを整備する必要。
- 迂回防止制度を実効性の高いものとする観点からも、現行の A D 関税に係る調査手続等に準ずる仕組みとしつつ、迂回防止制度において特に求められる事項に対応する仕組みを整備することが重要ではないか。

(参考) 主要国の迂回防止調査手続等

- 概ね共通して、調査開始に当たり迂回に関する十分な証拠があるかどうかを確認した上で、質問状を利害関係者へ送付し、証拠や意見提出の機会を確保する等、原措置に準ずる手続を整備。
- 原措置の課税期間の延長・満了に迂回防止措置の課税期間も連動する取扱いが、多くの国で共通。
- 調査期間については、E U が 9 か月以内（延長なし）、米国が 300 日以内（65 日まで延長可能）としているほか、120 日以内（アルゼンチン）から 18 か月以内（南アフリカ（インド及びトルコも延長可能期間との合計は同期間））まで、国によってまちまち。

原措置に連動、あるいは準ずる手続等

- 調査等の流れ、知ることができた事実（F A）に基づく決定を含む基本的な調査の手法等は、原措置に準ずる
調査開始までの手続、利害関係者への質問状・確認票の発出や意見表明等の手続、現地調査、及び関税・外国為替等審議会（特殊関税部会）への報告・諮問等を含む。
- 課税期間の延長・満了等は、原措置に連動する
迂回防止措置発動後は、迂回品も原措置の対象貨物と同様に扱い、原措置に係る課税期間の延長又は満了、新規供給者や事情変更調査の求めの結果に迂回防止措置も連動。
- 還付制度は、原措置に準じて設ける
輸入者からの申請に基づき、提出された証拠に基づいて要還付額（現実の D M と迂回品に課された関税の差額）を調査・算出。

迂回防止制度に特有の手続等

- 課税対象からの除外に係る調査
原措置の A D 関税を免れる目的でない、経済的な正当性を持つとする供給者からの課税対象からの除外申請を受け、必要に応じ現地調査も含めた調査を行い、認定。迂回防止措置発動後にも新規供給者等からの除外申請があれば、同様に調査。
- 調査期間の短縮
原措置同様の形で利害関係者の意見の表明の機会等を確保しつつ、迂回防止調査では暫定措置を行わず、除外に係る調査も並行して行うよう工夫し、原則として 10 か月（要すれば最大 6 か月の延長）に短縮する。
- 調査対象期間の短縮
損害認定に係る調査に必要なデータの期間を短縮。（原措置の調査では原則として 3 年間とガイドラインにおいて記載）。

我が国の迂回防止調査（案）と原措置調査の比較

迂回防止制度 の調査プロセス

迂回による損害
の事実のデータ
（※ 3年分から短
縮予定）等をも
って申請

課税を求める書面提出

（職権によるものを含む。）
調査開始

証拠の提出期限
（3か月後）
意見の表明等
（4か月後）

質問状の送付・回答

回答内容の確認・分析

利害関係者による証拠の提出、
意見の表明の
機会等は確保

現地調査

重要事実の開示

現地調査
（6か月後）
重要事実の開示
（8か月後）

最終決定

課税

課税せず

【申請前のデータ】
3年より短縮
【調査開始～課税】
原則10か月以内
（最大16か月）

調査期間を
通じ、除外に
係る申請・調
査・判断を同
時並行で行う

DM計算は行わずダンピングの存在を確認。
他方で、除外申請に係る調査を実施。

現地調査から重要事実の
開示までを半分に短縮。

短縮

原措置の 調査プロセス

損害認定の
ための3年分の
データ等が必要

課税を求める書面提出

（職権によるものを含む。）
調査開始

証拠の提出期限
（3か月後）
意見の表明等
（4か月後）

質問状の送付・回答

回答内容の確認・分析

現地調査

現地調査
（6か月後）
仮決定
（8か月後）
重要事実の開示
（10か月後）

仮決定

暫定措置

重要事実の開示

最終決定

課税

課税せず

【申請前のデータ】
3年
【調査開始～課税】
原則1年以内
（最大18か月）

（注）調査期間（調査開始から課税まで）は法律で規定する事項であるが、これ以外の時期はガイドラインで規定する標準的な期間。

我が国の迂回防止調査の流れ（案）

【関税・外国為替等審議会】

【調査当局】

【利害関係者】

